

水の事故を防ごう！楽しむための安全対策

夏を迎えると、海や川へと出かける機会が増えてきます。水辺のレジャーは季節を感じる楽しいひと時ですが、毎年「水の事故」が起きていることを忘れてはいけません。水の事故から命を守るための7つのポイント「**自己救命策**」をご紹介します。

- ① 「立入禁止」の場所には近づかない
- ② 体調が悪い時は無理をしない
- ③ 単独行動を避ける
- ④ 子どもから目を離さない
- ⑤ お酒を飲んだら海や川には入らない
- ⑥ ライフジャケットの常時着用
- ⑦ 連絡手段の確保

⚠️ 水難事故に遭遇したときは

《ライフジャケット着用の場合》

足を抱えて体操座りのようにする「ヘルプ姿勢」で救助を待つ。

《ライフジャケット着用していない場合》

騒いだり無理に泳いだりせず、仰向けのまま力を抜いて浮く「背浮き」の状態で救助を待つ。

海や川でレジャーを楽しむために、様々な危険があることを知って、安全対策に努めましょう。



夏祭り・花火大会おでかけ情報

☆7/20 くきのうみ花火の祭典（北九州市）

☆7/27 あしや花火大会（遠賀郡芦屋町）

☆7/28 のおがた夏まつり（直方市）

☆8/1 飯塚納涼花火大会（飯塚市）

☆8/5 筑後川花火大会（久留米市）

☆8/13 関門海峡花火大会（北九州市）



相続税がかかるのはいくらから？



「相続」の言葉をよく耳にする方も多いと思います。相続とは亡くなった方の遺産（相続財産）を相続人が承継するということです。

相続財産を承継する**法定相続人**に関しては民法で定められていて、亡くなった方の親族に限られています。亡くなった方の配偶者である妻や夫は必ず相続人となり、次に子ども、子どもがいなければ親、親がいなければ兄弟姉妹へと相続の順番も決められていて、順番によっても相続の割合が異なります。

例えば法定相続人が亡くなった方の妻と子ども2人の場合、法定相続分は妻2分の1、子ども4分の1、子ども4分の1となります。

相続が発生した場合には**相続税**が発生する場合があります。相続税の対象となるのは原則、正味の遺産総額が基礎控除額を上回る時です。課税対象となるかを知るには正味の遺産総額、基礎控除額を知っておく必要があります。**基礎控除額は3000万円+（600万円×法定相続人の数）**で計算します。法定相続人とは民法で定められた上記の相続人のことです。みなし相続財産の1つとして課税対象となる生命保険金がありますが、**生命保険金は一定金額までは非課税となり500万円×法定相続人の数**で計算します。

この他にも相続税の主な特例として小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減等がありますが、**相続税の申告期限は相続の開始を知った日の翌日から10カ月以内と短期間**です。この間に相続人や遺言書の確認、財産の調査や債務の確認・評価、遺産の分割協議などを経て相続税の申告となります。

まずは、相続税が発生するのかわからないかを事前に知っておくことも重要です。



有限会社 わいど保険

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎5丁目4-14

TEL 093-644-1551 FAX 093-644-1552

わいど保険ホームページ

お問い合わせもこちらから▶

わいど保険

